○国土交通省告示第千三百九十三号

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第二条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、明日香村歴史的風土保存計画（昭和五十五年八月十八日総理府告示第二十七号）の一部を次のように変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　歴史的風土の保存に配意した土地利用に関する事項	三　歴史的風土の保存に配意した土地利用に関する事項
明日香村の土地利用を定めるに当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画による土地利用計画の現状を前提とし、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土が将来にわたって良好に維持保存されるように、これらの土地利用計画を有効に活用するとともに、次の事項に配意するものとする。	明日香村の土地利用を定めるに当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画による土地利用計画の現状を前提とし、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土が将来にわたって良好に維持保存されるように、これらの土地利用計画を有効に活用するとともに、次の事項に配意するものとする。
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［同上］
(3)　都市計画法による風致地区については、これが古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）による建築行為等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うものとする。併せて、良好な景観の形成を図るため、必要に応じ、景観法に基づく措置等を活用するものとする。	(3)　都市計画法による風致地区については、これが古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）による建築行為等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うものとする。
四・五　［略］	四・五　［同上］
六　一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項	六　一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項
一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配意するものとする。	一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配意するものとする。
(1)　［略］	(1)　［同上］
(2)　国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の整備を進めるものとする。	(2)　国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営飛鳥歴史公園の整備を進めるものとする。
(3)　［略］	(3)　［同上］
(4)　国、奈良県及び明日香村は、古都飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。	(4)　国、奈良県及び明日香村は、飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。
(5)‖　国、奈良県及び明日香村は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。	［号の細分を加える。］
(6)‖　奈良県及び明日香村は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。	［号の細分を加える。］
(7)‖　自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。	［号の細分を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。